

令和元年

第 9 回 大 磯 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

日 時 令和元年9月25日 午後1時30分から
場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番 西 方 敬	9 番 竹 内 浩
2 番 柳 田 三千夫	
3 番 二 宮 賢 一	11 番 鈴 木 洋 有
5 番 野 崎 健 一	12 番 石 井 雅 浩
6 番 今 井 正	13 番 安 池 雅 美
7 番 福 島 啓	15 番 青 木 貞 治
8 番 吉 川 京 男	16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

10 番 近 藤 剛 司 推進委員 西 川 克 己

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第25号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第26号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和元年第9回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、10番近藤剛司委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、1番西方敬委員と2番柳田三千夫委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第25号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第25号1番「農用地利用集積計画書の決定について」は議案書1ページと2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。
大磯町長より令和元年9月10日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第25号1番を朗読・説明》

書記 議案第25号1番の計画要請の内容は、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は昨年就農した認定新規就農者で、虫窪地区の2カ所の農地で営農を開始しています。

当該農地は農業振興地域の白地ですが、親族の知人より遊休化する前に長期間に渡り貸したいとの要望があり、今回は農地中間管理制度を利用していません。

なお、9月13日に西方会長職務代理者、生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第25号1番につきましては現地調査をお願いした生沢地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第25号1番の農地について、9月13日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は県道沿いのとても良い農地で、新規就農者が借りることで遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

では議案第25号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 県道沿いで面積の広い非常に良い農地ですが、貸出しの条件が使用貸借の10年間というのは借り手にとって、もの凄く良い条件ではないですか。

書記 貸し手の方は借り手の親族と面識があり、最近になって農業を続けることが困難になったことから、真剣に農業に取り組んでいる借り手の方なら信頼のおけるとの理由で使用貸借10年間という条件で利用権の設定を希望されました。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、案第25号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第25号1番は原案とおりの決定いたしました。なお、決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第26号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第26号1番「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書3ページでございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

《議案第26号1番を朗読》

書記 議案第26号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。

非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地には、昭和45年の都市計画決定以前から家が建っており、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

また、申請者の自宅敷地が県道の公共工事のため一部収用されたことに伴い、自宅を建て替える必要があり、当該農地の宅地への地目変更を非農地証明で行うものです。

なお、議案第26号1番につきましては、9月13日に西方会長職務代理者と、生沢地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。議案第26号1番につきましては、現地調査をお願いした竹内委員から説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第26号1番の農地について、9月13日に西方会長職務代理者と私及び事務局で現地調査を行いました。

現地は古い家が建っており農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の運用指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、議案第26号1番について申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第26号1番は申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号1番「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書4ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の3ページから5ページを

ご覧ください。

事務局

《報告第1号1番と2番を朗読》

書記 報告第1号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、1番の現地の状況につきましては、9月13日に西方会長職務代理者、馬場地区担当の近藤委員及び事務局で現地確認を行い、当該農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした馬場地区担当の近藤委員が欠席のため、西方会長職務代理者から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1番委員（西方） 1番西方です。報告第1号1番の農地について、9月13日に馬場地区担当の近藤委員と私と事務局で現地確認を行いました。当該農地はすべて適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

議長 次に、報告第1号2番の現地調査をお願いした月京地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。報告第1号2番の農地について、9月13日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。当該農地は飼料畑として使われていましたが、現在はブロッコリーが栽培され適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号2番を終わりに

します。

議長 次に、報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」については、議案書5ページの3件でございます。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページと7ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の6ページと7ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番から4番を朗読》

書記 報告第3号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書8ページの5件でございます。場所につきましては総会資料の8ページから12ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番から5番を朗読》

書記 報告第4号1番から5番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番から5番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和元年第9回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時10分)